

吉野ゴム工業株式会社 行動計画

次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づき、当社で勤務する全ての社員が仕事と家庭を両立させることができ、働きやすい職場環境を整備することによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

記

1. 計画期間 2024年9月21日～2026年9月20日までの2年間

2. 内容

目標1 全社員の所定外労働時間を月平均20時間以下にする。
(次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法)

<対策>

2024年9月21日～

- ・全社員の所定外労働時間を把握する。
- ・毎月、全社員の平均所定外労働時間を公表し、目標の達成状況を確認する。
- ・所定外労働時間の多い社員には随時個別に状況を確認する。

目標2 年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間10日以上にする。
(次世代育成支援対策推進法)

<対策>

2024年9月21日～

- ・全社員の年次有給休暇の取得日数を把握する。
- ・毎月、全社員の平均取得日数を公表し、目標の達成状況を確認する。
- ・取得日数の少ない社員には随時個別に状況を確認する。

以上